

# 令和7年度 特別支援教育奨励費について

教育委員会では、特別支援学級に入級されている児童生徒に、保護者の経済的負担を軽減し、教育の普及奨励を図ることを目的として、所得に応じて「特別支援教育奨励費」を支給しています。支給対象等については下記のとおりとなります。

## 対象者について

特別支援学級在籍の児童生徒

通常学級の児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する方も対象。

| 経費                 | 対象者            | 支給対象額    | 支給できる金額の上限 |         | 対象となるもの                                     |
|--------------------|----------------|----------|------------|---------|---|
|                    |                |          | 小学生        | 中学生     |   |
| 1 新入学児童生徒学用品・通学用品費 | 新入学生のみ         | 上限額を定額支給 | 28,530円    | 31,500円 | 新入学にあたって学用品・通学用品                            |
| 2 学用品・通学用品購入費      | 全員             | 上限額を定額支給 | 5,820円     | 11,370円 | 通常必要とする学用品・通学用品                             |
| 3 修学旅行費            | 小学6年生<br>中学3年生 | 実費の1/2   | 10,790円    | 28,860円 | 交通費、宿泊費及び見学料                                |
| 4 校外活動費（宿泊を伴わないもの） | 該当者            | 実費の1/2   | 800円       | 1,155円  | 学校外で行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く）に必要な交通費及び見学料     |
| 5 校外活動費（宿泊を伴うもの）   | 該当者            | 実費の1/2   | 1,845円     | 3,105円  | 学校外で行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く）に必要な交通費、宿泊費及び見学料 |

## 支給対象外について

特別支援教育奨励費とは別に、経済的に困りの家庭へ学用品費などを助成する「要保護・準要保護児童生徒就学援助費」制度があります。就学援助費は、特別支援教育奨励費より支給が手厚く、そちらを優先して利用していただくため、受給世帯は特別支援教育奨励費の対象外となります。

## 支弁区分

世帯の収入額と生活保護基準額を基に算出した金額（需要額）との倍率により支弁区分を決定します。支弁区分に応じて対象経費の支給を行います。

| 支弁区分 | 算定基準額                | 特別支援学級入級児童生徒 |
|------|----------------------|--------------|
| I    | 収入額が需要額の1.5倍未満       | 認定           |
| II   | 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満 |              |
| III  | 収入額が需要額の2.5倍以上       | 不認定          |

## 申請方法

特別支援学級入級児童生徒について、6月頃に学校通じて案内をお送りします。

提出書類に記入の上、学校に提出してください。

※要保護・準要保護児童生徒就学援助費を受けられている方については、そちらの利用を優先するため申請案内を送付いたしません。

## 認定・支給

申請を受付後、教育委員会で認定基準に則って世帯所得額と需要額を計算し、所得要件に該当すれば認定が決定します。

認定結果は9月頃に保護者宛てに通知します。経費の支給は12月頃を予定しています。